

# 柳瀬ダム操作規則

国四整訓第 13号

令和元年 6月28日

柳瀬ダム管理支所

# 柳瀬ダム操作規則

## 目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条～第8条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第9条～第11条）
- 第4章 洪水調節等（第12条～第19条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第20条～第25条）
- 第6章 点検、整備（第26条～第28条）
- 第7章 雑則（第29条）
- 附則

## 第1章 総則

(通則)

第1条 柳瀬ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 柳瀬ダムは、洪水調節、かんがい用水の供給及び発電並びに早明浦ダムの流水の貯留を利用して行うかんがい用水、水道用水及び工業用水の供給並びに発電をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒600立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、銅山川第2発電所（以下「第2発電所」という。）取水塔に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

第5条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高289.5メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、非洪水時（流入量が毎秒600立方メートル未満であるときをいう。）に水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時最高水位)

第6条 貯水池の洪水時最高水位は、標高290.0メートルとし、第15条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第7条 貯水池の最低水位は、標高257.0メートルとする。

(予備放流水位)

第8条 予備放流水位は、標高284.7メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第9条 洪水調節は、標高284.7メートルから標高290.0メートルまでの容量7,600,000立方メートルを利用して行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、標高289.5メートルから標高290.0メートルまでの容量800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水、水道用水及び工業用水の供給のための利用)

第10条 かんがい用水、水道用水及び工業用水の供給は、標高257.0メートルから標高289.5メートルまでの容量最大28,800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第11条 発電（銅山川第1発電所1号機及び第2発電所）は、第9条から第10条に規定する利用に支障を与えない範囲において、標高257.0メートルから標高289.5メートルまでの容量28,800,000立方メートルを利用して行うものとする。

### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 吉野川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、松山地方気象台から愛媛県東予東部地方の降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は、第17条の規定により洪水に達しない流水の調整を行おうとする場合、その他細則で定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 四国地方整備局、水資源機構池田総合管理所、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他ダムの操作に関し必要な措置。

(予備放流)

第14条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒600立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

第15条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 流入量が、毎秒600立方メートルに達した後増加し続けているときは、放流量が毎秒1,400立方メートルに達する時まで、流入量を限度として自由越流により放流すること。
- 二 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、流入量が最大に達した時における自由越流による放流量に相当する水量を、流入量が当該水量に等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなる時まで放流すること。
- 三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、前2号に規定する方法により放流すること。
- 四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒600立方メートルを下るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以後は、前3号に定める方法に

より放流すること。

五 放流量が毎秒1,400立方メートルに達した後は、流入量が毎秒1,400立方メートルに等しくなる時まで毎秒1,400立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節の後における水位の低下)

第16条 所長は、前条本文の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が平常時最高貯水位を超えているときは、速やかに水位を平常時最高貯水位に低下させるため、洪水調節を行った後には、前条第1項本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後には、毎秒600立方メートルの水量を限度として、放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第17条 所長は気象、水象、その他の状況により必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第19条 所長は、気象、水象、その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合は、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

## 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第20条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場

合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流することができる。

一 第26条第1項の規定によりゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前号各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒600立方メートルとする。

#### (放流の原則)

第21条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

#### (放流量)

第22条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入に相当する量からそれぞれ第2発電所の使用水量(毎秒5.8立方メートル以内)を控除した量を超えてはならない。

2 所長は、原則として下流の既得用水に支障を与えないため、新宮ダムの水位が標高217.30メートルより低下しないための流量を放流するものとする。

#### (放流量の決定)

第23条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、第2発電所の使用水量を確認して、放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をしようとするときは、第15条の規定により洪水調節を行う場合及び第16条の規定により洪水調節後に水位を低下させる場合を除き、あらかじめ発電所に連絡するものとする。

#### (放流に関する通知等)

第24条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第25条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

## 第6章 点検、整備

(計測、点検及び整備)

第26条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うための細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第27条 所長は、ダム等を操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第28条 所長は、ゲート等を操作し、第26条第1項による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

## 第7章 雑則

(細則)

第29条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、別途定める。

附則

この規則は、令和元年6月28日から適用する。